令和８年６月１３日

令和７年度事業報告

函館水先区水先人会
会長　小幡

令和７年度は、当水先区における水先業務の円滑な遂行に資するため、合同事務所の水先の引受に関する事務、水先人の研修及び会員の指導並びに連絡に関する事業を実施した。

１．重点事業

令和７年度は昨年度に引き続き、「海上物流の基盤強化のための港湾法の一部を改正する法律（平成１８年法律第３８号）」により改正された水先法が施行されてから２０年目であることを考慮し、利用者の信頼に応え得る水先業務の遂行に資するとともに、引受窓口業務の円滑な実施を図るため、法人水先人会としての会則をはじめ、規則類の更新整備、事業体制の改善、合同事務所の規則を遵守した適切な運営に重点を置いた事業を推進した。

２．各事業

次の具体的事業を行った

（１）水先業務の円滑な遂行のための事業

①　本年度におけて当水先区水先人が実施した３６７隻の水先業務に係わる次の事業

- 水先業務の引受けに関する事務
- 会員のための料金収受事務
- 水先の円滑な業務実施のための支援業務

②　水先人会の運営整備に関する事業

- 合同事務所の事務体制の改善・整備
- 既存文書の整理・簡素化、文書の電子化（ペーパレス化）の推進
- 連絡体制の整備（OA機器の更新及びIT技術の活用による連絡体制の向上）

（２）会員の指導・連絡及び水先人の研修等

①　水先人の訓練等

- 乗下船安全研修など水先人会における教育訓練の実施
- 日本水先人連合会が実施した複合訓練への参加促進

（３）水先人会の会務関係事業

次のとおり、水先人会の運営促進のために会議などを開催するとともに、運航関係者との協議会に会員として出席し、情報共有及び意思の疎通を図った。

①　水先人会運営のための会議　　３回

総会、懇談会、水先業務運営会議等

② 水先人の研修訓練等　　2回
乗下船安全訓練
安全研修に参加（海難防止に関する講義等）

③ 水先区運航関係者との会合　　8回
代理店各社との業務連絡会、海上保安部との業務懇談会等

④ 日本水先人会連合会の会議　　3回
総会、規制暖和関係の委員会等

（4）日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事事業の推進

（5）日本水先人会連合会が行う水先人の確保に関する必要な施策の推進

以上